

令和7年(行ウ)第147号 難民認定不認定処分取消等請求事件

原告

被告 国(処分行政庁：法務大臣ほか2名)

準備書面(1)

令和7年12月22日

東京地方裁判所民事第3部B2係 御中

被告指定代理人

橋 本 政 和

杉 山 晃 弘

迎 雄 二

日 比 野 嵩

石 山 祥 太 郎

長 谷 川 翔 太

亀 田 友 美

濱 中 淳 一

村 松 順 也

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 村 | 次 | 香 | 名 | 子 |
| 市 | 川 | 泰 | 久 |   |
| 戸 | 田 | 亜 | 里 | 沙 |
| 若 | 月 | 奈 | 緒 | 美 |
| 瀬 | 古 | 拓 | 未 |   |
| 森 |   | 信 | 大 |   |
| 大 | 坪 |   | 紘 |   |
| 廣 | 川 | 一 | 己 |   |
| 古 | 川 | 佳 | 奈 |   |

本文中で使用する主な略語は、特に記載のない限り、以下のとおりである。

なお、あえて略語を用いない場合もある。

----- 答弁書において定義したもの -----

入管法

出入国管理及び難民認定法 (なお、特に断りのない限り、令和5年法律第56号による改正の前後を問わず「入管法」というが、同改正前のものを特に指す場合は「改正前入管法」といい、同改正後のものを特に指す場合は「令和5年改正入管法」という。)

外登法

外国人登録法 (なお、外登法は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の法律 (平成21年法律第79号)」が平成24年7月9日に施行されたことに伴い廃止された。)

難民条約

難民の地位に関する条約

難民議定書

難民の地位に関する議定書

フィリピン

フィリピン共和国

マニラ

フィリピンの首都

ケソン市

マニラ首都圏内の都市、原告の出身地

UNHCR

国際連合難民高等弁務官事務所

ハンドブック

UNHCR作成に係る難民認定基準ハンドブック

DFAT

オーストラリア外務貿易省

2021年DFAT国別情報報告書

DFATが作成した2021年8月23日  
付け「DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT

PHILIPPINES (DFAT 国別情報報告書フィリピン) J

(甲 B 第 5 号証)

東京入管

東京入国管理局又は東京出入国在留管理局

成田空港支局

東京入国管理局成田空港支局又は東京出入  
国在留管理局成田空港支局

東京入管理局長

東京入国管理局長又は東京出入国在留管理  
局長

本件退令

東京入管主任審査官が原告に対して発付した  
令和 5 年 1 0 月 2 7 日付け退去強制令書

本件退令発付処分

本件退令を発付した処分

本件難民認定申請

原告が令和 4 年 3 月 7 日付けで法務大臣に  
対してした難民認定申請

本件難民不認定処分

法務大臣から権限の委任を受けた東京入管  
局長が本件難民認定申請に対して令和 5 年 1  
0 月 1 1 日付けでした難民の認定をしない処  
分

本件審査請求

原告が令和 5 年 1 0 月 2 7 日付けで法務大  
臣に対してした審査請求

本件審査請求棄却裁決

法務大臣が令和 6 年 1 1 月 1 5 日付けでした  
本件審査請求を棄却する旨の裁決

本件他人名義

原告が 1 回目から 3 回目の不法入国時に使  
用した身分事項である [REDACTED]

[REDACTED] (生年月日: [REDACTED])

[REDACTED])

申請者

難民認定申請者

訴外元妻

原告の元配偶者である [REDACTED]

L G B T I

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックスの略称

L G B T Q

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア又はクエスチョニングの略称

成田空港

成田国際空港(平成16年4月1日の改称前の新東京国際空港を含む。)

法務大臣等

法務大臣又は法務大臣から権限の委任を受けた地方入国管理局長若しくは改正後入管法における出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長

行訴法

行政事件訴訟法

民訴法

民事訴訟法

地裁

地方裁判所

高裁

高等裁判所

最高裁

最高裁判所

COM E L E C

フィリピン選挙管理委員会

S O G I E 法案

フィリピンにおいて、2001年以来繰り返し議会に提出され審議されており「S O G I E 法案」、「S O G I E S C 法案」などと呼ばれている、性的指向に基づく差別を禁止する包括的な法案の総称

I L G A W o r l d

国際レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックス協会

----- 本準備書面において定義するもの -----

原告準備書面1

原告の2025年10月10日付け準備書

面 1

被告は、本準備書面において、原告準備書面1に対し、必要と認める範囲で反論する。

## 第1 難民の意義、立証責任及び立証の程度に係る原告の主張に理由がないこと

### 1 難民の意義に係る原告の主張に理由がないこと

(1) 原告は、被告が答弁書第5の1(24及び25ページ)で述べた主張、具体的には、難民の定義に係る「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」とは、単に迫害を受けるおそれがあるという抽象的な可能性が存するにすぎないといった事情では足りず、当該申請者について迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような個別かつ具体的な事情、すなわち、当該政府が特に当該特定人を迫害の対象としていることが明らかになるような個別的で具体的な事情があることを要するものと解すべきである、との主張に対し、ハンドブック(甲C6)の記載を引用した上で、「迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような個別かつ具体的な事情」を難民該当性の要件として求めることは憲法の国際協調主義(98条2項)に反し違法である旨主張する(原告準備書面1・2及び3ページ、同11ページ。なお、原告準備書面1に「国際強調主義」とあるのは、「国際協調主義」の誤記と解される。同2ページ)。

(2) ア しかしながら、難民条約上の「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」とは、単に迫害を受けるおそれがあるという抽象的な可能性が存するにすぎないといった事情では足りず、当該申請者について迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような個別かつ具体的な事情が存することが必要であり、一般的に、多数の者が抑圧されているという状況があるというだけでは、いまだ迫害を受ける抽象的な可能性が存するにとどまるから、迫害を受けるおそれのあるという恐怖を抱くような個別かつ具体的な事情が存するとまではいえず、我が国の入管法所定の

「難民」に該当するとは認められない。

イ このような理解は、裁判例においても広く承認されており、東京高裁平成21年6月11日判決(平成20年(行コ)第348号・公刊物未登載・自然確定)も、「難民条約1条A(2)の「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」というためには、当該人が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているという主観的事情のほかに、通常人が当該人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存在していることが必要であると解するのが相当であり、当該人において難民該当性の要件に該当する具体的かつ個別的な事実を主張立証する責任があるというべきであって、本国政府から注目され得るような個別的事情の存否が難民該当性の判断において考慮されるべきは当然というべきである。」と判示している(東京高裁平成18年4月26日判決(平成17年(行コ)第288号・公刊物未登載・自然確定)同旨。)

また、東京高裁平成20年9月24日判決(平成20年(行コ)第209号・公刊物未登載)は、「「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」といえるためには、被告(被控訴人)(引用者注：国)が主張するように、当該人が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているという主観的事情のほかに、通常人が当該人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事情の存在していることが必要である。したがって、本国政府が当該人の活動を個別的に認識しているか否か、当該人が著名(引用者注：「著名」の誤記と解される。)な活動家であるか否か、あるいは過去に迫害を受けた経験があるか否かによって、直ちに難民該当性が決せられるものではないとしても、単に迫害を受けるおそれがあるという抽象的な可能性や主観的な心理状態が存するだけでは足りないのであって、当該人が本国に戻れば迫害の対象となる可能性が高いことが客観的に認められるような個別的かつ具体的な事情の存することが必要であ

るというべきである。」と判示している(なお、同判決は、最高裁平成21年3月24日第三小法廷決定・平成21年(行ツ)第3号、同年(行ヒ)第3号・公刊物未登載で維持されている。)

さらに、東京高裁平成23年4月21日判決(平成22年(行コ)第281号・公刊物未登載・自然確定)は、「我が国の入管法における「難民」として認定されるためには、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」ことが要件とされており、このようにいえるためには、当該人が迫害(通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫であって生命又は身体の自由の侵害又は抑圧)を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているという主観的事情のほかに、通常人が当該人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存在していることが必要であると解されるのであって、抽象的な可能性では足りず、個別的具体的な事情を要するものと解するのが相当である。この点、過去に迫害を受けたことがあれば、該当性を肯定する重要な要素となろうが、そこまでのことがなくても、その他の事情から、個別的具体的な事情が認められれば、該当性が認められるものである。」と判示している。

そして、東京高裁平成26年10月29日判決(平成26年(行コ)第214号・公刊物未登載・自然確定)も、「控訴人は、難民の要件に「本国政府に注視されるような立場」といったものはないと主張する。しかし、通常人が控訴人の立場に置かれた場合に迫害の恐怖を抱くような客観的事情の存否を判断する上で、控訴人が本国政府から注視されるような立場にあることは上記客観的事情を構成する考慮要素であると解される。」と判示し、迫害を受けるおそれのあるという恐怖を抱くような個別かつ具体的な事情が必要であることを前提とする判示をしている。

- (3) また、原告が引用するハンドブックについては、そもそも、我が国における難民該当性の解釈を拘束するものでないことはもとより、難民条約の解釈

の補足的手段として位置づけられているものでもないことは、答弁書第5の3(2)(30及び31ページ)で述べたとおりである。

すなわち、UNHCRは、UNHCR事務所規程所定の責務(以下「マンデート」という。)を遂行するため、所定の基準に従い、家族との再会、自主帰還、第三国定住あるいは種々の物的支援などの各種保護を与える業務を行っているところ、UNHCR事務所規程に基づき保護の対象とする者を確定する趣旨で、独自に難民の認定を行うことがある(このような趣旨でUNHCRが認定した難民は「マンデート難民」といわれている。)

そして、上記の趣旨からも明らかなように、「マンデート難民」は、難民条約上の難民と同一ではない上、UNHCRが定めるマンデート難民の認定基準は、難民条約の締約国に対し、マンデート難民を難民条約上の難民であると認めるように求めるものでもないから、締約国とUNHCRとで、難民該当性の判断自体が食い違うことも十分にあり得るところである(東京高裁平成12年9月20日判決・訟務月報47巻12号3723ページ、東京地裁平成16年5月14日判決・平成14年(行ウ)第208号・公刊物未登載、東京高裁平成17年1月20日判決・平成16年(行コ)第113号・公刊物未登載)。

この点、上記東京高裁平成12年9月20日判決は、「難民認定基準ハンドブック」について、UNHCRの難民条約の発効以来25年以上にわたってUNHCRによって蓄積された知識に基づくものであり、難民条約を解釈するための補足的手段には該当しない旨判示し、また、答弁書第5の3(2)(30及び31ページ)で述べたとおり、東京高裁平成20年4月17日判決(平成19年(行コ)第268号・公刊物未登載・自然確定)も同様に、「UNHCRのハンドブック、ガイドラインに記載されていることが、難民条約の解釈のための補足的手段としても必ずしも相応しいものではない。(中略)(引用者注：ハンドブックは)UNHCRの難民認定条約発効以来UNHCRによ

って蓄積された知識に基づくもので、上記条約解釈の補足的手段には当たらないものと認められる。」と判示している。

したがって、かかる性質のハンドブックに依拠した原告の主張には理由がない。

- (4) さらに、我が国が合理的な解釈を策定するに当たり、ハンドブックの記載等を参考にすることはあっても、これらによって我が国における難民の意義に係る解釈が直ちに左右されるものではない。

すなわち、条約については、その条約上又は事後の合意によって、国際司法裁判所等の第三者機関に条約の解釈を委ねる場合を除き、当該条約の当事国が当該条約の解释权を持つ(筒井若水編集代表・有斐閣「国際法辞典」189ページ・乙C1、波多野里望・小川芳彦編「国際法講義(新版増補)」63及び64ページ・乙C2)ところ、難民の意義についても、現時点において、国際的に一致した解釈は存在せず、難民条約の締約国ないし関連する国際機構において、国際的にその解釈を確定する作業などが行われているわけでもない。そもそも、難民の意義に係る解釈について難民条約当事国において同意することのできるものが存在するのであれば、その解釈自体を条約に明記すれば足りるのであるから、条約に明記されていない事実自体、難民の意義に係る解釈について国際的に統一すべきこととされていないことを裏付けるものである。そのため、難民の意義については、各締約国がそれぞれ独自に解釈しているのが現状であり、オーストラリアの裁判例においても、「難民問題を扱う著者たちは条約及び議定書の締約国の多くがUNHCRハンドブックで示されている「難民」の解釈を適用していないということに同意している。条約上の語句の解釈は国により異なる。語句を自由に解釈し適用する国もあれば、語句を限定的に解釈し適用する国もある。」(乙C3・訳文・項目26)と指摘されている。

そして、条約解釈の一般的準則である「条約法に関するウィーン条約」に

照らしても、上記のような解釈手法は、「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈」(31条1項)したものといえるから、被告の前記(1)のような解釈に何ら不当はない。

(5) 以上からすれば、原告の前記(1)の主張には理由がない。

## 2 立証責任及び立証の程度に関する原告の主張に理由がないこと

(1) 原告は、ハンドブック196項(いわゆる「灰色の利益」の原則。甲C6・52及び53ページ)を根拠として、難民認定に当たっては、「立証責任は審査官と申請者との間で分担されるべき」と主張する(原告準備書面1・4ないし6ページ)。

(2) ア しかしながら、答弁書第5の3(27ないし29ページ)で述べたとおり、そもそも、法令の文理や処分の性質等からすれば、難民該当性の要件についての立証責任は難民認定申請を行う者にあることが明らかであるから、ハンドブックの記載をもって、難民該当性の有無に係る立証責任を被告も負っていると解することは到底できない。

すなわち、前掲東京高裁平成18年4月26日判決(平成17年(行コ)第288号・公刊物未登載・自然確定)は、「難民該当性の要件についての立証責任は控訴人(引用者注：当該事件の原告である外国人)にあり、控訴人において、この要件に該当する具体的かつ個別的な事実を主張立証する責任があるものと解すべきである。」と判示しており、同様に、前掲東京高裁平成21年6月11日判決(平成20年(行コ)第348号・公刊物未登載・自然確定)も、「当該人において難民該当性の要件に該当する具体的かつ個別的な事実を主張立証する責任があるというべきであ」と判示している。

イ なお、原告が引用するハンドブックについて付言すると、そもそもハンドブックが難民条約の解釈の補足的手段に該当しないことは前記1で述べたとおりであるから、立証責任に係る原告の上記主張は、前提において

理由がない上、仮にその点をおくとしても、ハンドブックには「立証責任は原則として申請者の側にあるけれども、関連するすべての事実を確認し評価する義務は申請者と審査官の間で分担される。」(甲C 6・5 2 ページ)と記載されているにすぎず、難民認定申請者と審査官が申請者の難民該当性に係る立証責任を分担することが記載されているものではない。

この点、東京地裁平成28年8月23日判決(平成27年(行ウ)第384号・公刊物未登載)は、「原告は、難民ハンドブックの記載等から、難民該当性については、行政庁においても一部主張立証責任を負うかのような主張をするが、難民ハンドブックは、各国政府に指針を与えることを目的とするものであって、それ自体に法的拘束力が認められないこと、難民条約及び難民議定書には、難民認定に関する立証責任に関する規定はなく、これをどのように定めるかは各締約国の立法政策に委ねられていると解される」と判示している。さらに、東京高裁令和4年12月22日判決(令和4年(行コ)第249号・公刊物未登載)は、ハンドブックについて、「U N H C R が一貫性のある難民条約の解釈を促進するため、高等弁務官の活動に関する執行委員会の参加国の要請により作成した手引きにすぎず、難民条約加盟国による同条約の解釈を法的に拘束するものではないから、難民該当性の認定に係る立証責任及び立証の程度について、我が国の裁判所がハンドブック記載の基準等に法的に拘束されるものではなく、また、難民条約及び難民議定書を解釈するに当たって、条約法に関するウィーン条約の規定によりハンドブックの基準等を考慮すべき理由もない」と判示している。

以上から明らかなように、ハンドブックは、締約国が難民条約を解釈するための補足的手段には該当しないものというべきであるから、難民であることの立証責任(ないし立証の程度)について、ハンドブックの基準を用いることに何ら合理的な根拠はない。

ウ また、原告が引用する、いわゆる「灰色の利益」の原則は、原告が主張するような立証責任ないし立証の程度を無条件に緩和するものではないのであって、原告はその意義を正解しないままに、原告の都合に合わせて独自の解釈をしているものにすぎない。

すなわち、ハンドブック204項には、「疑わしきは申請者の利益に」の原則(灰色の利益)は、すべての利用可能な資料が入手されて検証され、かつ、審査官が申請者の一般的信憑性について納得したときに限り与えられるべきものである。申請者の供述は一貫して自然なものでなくてはならず、一般的に知られている事実に反するものであってはならない。」(甲C6・54ページ)と記載されているのであって、「灰色の利益」の原則は、飽くまで、全ての利用可能な資料の入手と検証、更には難民認定申請者の供述に一般的な信ぴょう性が認められることを前提として同人の立証責任を緩和しようとするものであり、難民認定申請者について、無条件に立証責任(ないし立証の程度)を緩和するものではない。

したがって、原告の上記主張は、「灰色の利益」の原則を正解しないものであり、失当である。

(3) 以上のとおり、原告の前記(1)の主張は、難民条約の解釈の補足的手段に該当していないハンドブックの解釈をも誤るものであって、理由がないことは明らかである。

## 第2 原告がトランスジェンダー女性として法律により処罰や不利益な扱いを受ける危険性がある旨の原告の主張に理由がないこと

1 原告は、フィリピンにおいて、フィリピン改正刑法の規定によってトランスジェンダーが不道徳ないし反社会的な存在として逮捕、処罰される危険性があるとし(原告準備書面1第5の3・17及び18ページ)、さらに、原告が国内法により「トランスジェンダー女性として罰される危険性がある。」旨主張する

(同第5の9・22ページ)とともに、「フィリピンの立法府は、性別認定法などのトランスジェンダーの人々を法的に保護する法律を長年にわたって制定してこなかった。」とし、かかる立法不作為をもって、「立法府による迫害である。」と主張する(同第5の2・14ないし17ページ、同第5の9(1)・21ページ)。

2(1)ア しかしながら、原告が挙げるフィリピン改正刑法の各条項(甲B9、甲B10、乙B15)や、フィリピン民法の各条項、偽名取締法、2001年誤記訂正法(乙B16)及びSIMカード登録法の各規定(甲B9)は、その文言等から明らかなとおり、トランスジェンダーであることないしトランスジェンダーによる行為であること等を理由に規制ないし処罰の対象とするようなものではない。

イ そして、原告が提出する証拠によっても、トランスジェンダーに対する上記各法令に係る適用の態様は判然とせず、殊更にトランスジェンダーに対して恣意的な適用がされているとも認められない(なお、原告自身が各法令によって処罰等を受けるおそれがあることを示す個別具体的な事情も認められない。)

ウ 以上から、原告が主張するフィリピン改正刑法等があることをもって、直ちに原告が処罰される危険性があるとはいえない。

(2) また、原告は前記1のとおり、トランスジェンダーの人々を法的に保護する法律を長年にわたって制定してこなかった立法不作為をもって、立法府による迫害がされているなどと主張する。

しかし、答弁書第6の4(2)(43ページ)で述べたとおり、差別行為者を罰金あるいは最長6年の懲役刑に処することができるという処罰規定を含むSOGIE法案(乙B14・訳文2ページ)が、下院では何度も可決されて上院での審議段階まで進んでおり(乙B6・訳文205ページ、乙B14)、上院の女性・家族関係委員会で可決したこともある(乙B12・訳文2ページ)など、法案が繰り返し議会に提出されては審議が重ねられており、一定の支持

を得ていることが認められる。かかる状況からすれば、SOGIE法案が成立していないことをもって、難民性を基礎づける迫害が立法府によってなされているなどと評価することができないことは明らかである。

3 以上から、原告の前記1の主張には理由がない。

以 上